

川崎市一時保育事業実施要綱

8 川 民 育 第 3 4 5 号

平成8年9月30日付市長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的に、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「保育所等」という。）が、保護者のパートタイム勤務等就労形態の多様化等に伴う一時的な保育及び保護者の急病、入院等に伴う緊急的な保育の需要に応えるために実施する一時保育事業（以下「事業」という。）の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（事業主体等）

第2条 この事業の主体は、事業を実施する保育所等（以下「事業実施保育所等」という。）とする。

（事業内容）

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、併せて実施するものとする。

- （1） 非定型的保育 保護者の就労、就学等の事由により、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育で、原則として週2日から3日の利用日数又は月64時間以内の利用時間とする。
- （2） 緊急・一時保育 保護者の就労、傷病、入院等の事由その他育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等の理由により、家庭における保育が緊急・一時的に困難となる児童に対する保育で、利用日数は週1日程度又は連続14日以内とする。

2 前項に規定する各事業の定員は、両事業を併せて1日当たり3人から6人までの少人数制のもの（以下「少人数制一時保育」という。）と12人を基本に7人から20人程度までのものによるものとする。なお、前項第2号に規定する事業の定員については、1日当たり少人数制一時保育の場合には1人以上、それ以外の場合には2人以上の定員を確保しなければならない。

（事業実施保育所等の要件）

第4条 事業実施保育所等の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 社会福祉法人等が設置又は運営する保育所等であること。
- （2） 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号。以下「基準条例」という。）第45条の設備の基準を満たした事業を実施するための保育室又は保育スペースを確保していること。ただし、少人数制一時保育の場合であって、当該利用児童に係る保育面積を有しているときは、この限りではない。
- （3） 基準条例第47条第2項に規定する職員の配置基準に基づき事業を実施する保育従事者を2人以上置き、そのうち保育士の数を2分の1以上とし、保育士以外の者を配置する場合

合には子育て支援員研修等を修了した者とすること。ただし、少人数制一時保育を法第24条第1項に規定する保育と一体的に行う場合は、事業を実施する保育従事者として保育士を1人以上置くものとする。

また、1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ。）がおおむね3人以下である場合には、家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）を、保育士とみなすことができる。

これに加え、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下であることに加え、保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を子育て支援員研修等を修了した者1人とすることができる。ただし、保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合であっても、当該保育所等を利用する児童と当該事業の利用乳幼児数を合わせた乳幼児の人数に応じ、基準条例第47条第2項の規定に準じて職員を配置するものとする。

（4）事業の実施日及び実施時間は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）

（以下「休日」という。）を除いた月曜日から金曜日までの概ね午前8時30分から午後5時までを基本に設定すること。ただし、土曜日、日曜日及び休日の事業の実施並びに午前8時30分から午後5時までの時間の範囲を超えた事業の実施も可能とする。

（対象児童）

第5条 対象児童は、原則として保育所等、幼稚園等に通っていない又は在籍していない就学前までの児童であって、事業実施保育所等の職員体制のもとで保育が可能な者とする。

（事業の事前協議及び実施届出）

第6条 事業を実施しようとする者は、市長に事前協議の上、一時保育事業実施届出書（第1号様式）により、事業の実施について届出をするものとする。

（事業の事前協議実施届出内容の審査）

第7条 市長は、前条に基づく事業の事前協議及び実施届出があったときは、この要綱等に基づき審査をし、実施の可否を決定するとともに、届出内容が要件に満たない場合は、必要な是正を求めるものとする。

（事業の利用申請）

第8条 事業を利用しようとする保護者は、一時保育事業利用申請書（第2号様式）に必要書類を添えて、事業実施保育所等に申請するものとする。

（事業の利用決定）

第9条 事業の利用申請を受けた事業実施保育所等の長は、この要綱等に基づき審査をし、利用の承認を決定したときは、一時保育事業利用承認通知書（第3号様式）により保護者に通知する。

（利用決定の取消し）

第10条 事業実施保育所等の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象児童の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により利用したとき。
- (3) やむを得ない理由により当該児童の保育を継続することが困難と認められるとき。

(健康診断)

第11条 非定型的保育を利用する児童については、法第24条第1項に規定する保育の実施対象児童に準じて、あらかじめ健康診断を受診させるものとする。ただし、一斉に受診させることが困難な場合は、保護者から個別に診断書の提出を求めても差し支えない。

2 緊急・一時保育を利用する児童については、申請時に児童の健康状態を十分聴取する等、利用児童の処遇に支障がないよう留意する。

(事業利用状況の報告)

第12条 事業実施保育所等の長は、対象児童の利用状況を一時保育事業利用状況報告書（第4号様式）により市長に報告するものとする。

(保護者の費用負担)

第13条 保護者は、次の各号の表に掲げる上限額の範囲内で各施設が定める額に加えて、飲食物費等の実費相当額を負担するものとする。ただし、第1号の表に掲げる上限額の範囲内で各施設が定める額は、市内在住の多子軽減世帯の児童の場合には半額とし、被保護世帯の児童、市民税非課税世帯の児童、年収360万円未満世帯の児童、里親に委託されている児童、児童扶養手当受給世帯の児童、第3子以降の児童及び多胎児児童に対しては免除とする。また、被保護世帯の児童の場合には、飲食物費等の実費相当額の負担について、月額500円を上限として免除とする。

(1) 基本利用料

	月額
1歳未満児	2,900円
3歳未満児	2,500円
3歳以上児	1,500円

ただし、表中の児童の年齢区分の適用については、原則、前年度末日の満年齢によるものとするが、1歳未満児の区分については、1歳の誕生日の前日までの適用とする。以下別表においても同じ。

(2) 9時間超保育利用料

	30分当たり
全児童	250円

2 前項に規定する保護者が負担する金額については、事業実施保育所等に保護者が直接支払うものとする。

(補助の対象及び補助金額)

第14条 補助の対象及び補助金額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助の対象は、第6条の規定に基づき、市長に事業の実施について届出をし、受理された保育所等とする。
- (2) この事業の補助金額は、別表に定める額の範囲内とする。ただし、年度途中で事業を開始した場合等、通年で事業を行わない保育所等の基本補助額及び基本補助額加算分については、事業実施月数に応じた額とする（千円未満切り捨て）。

（補助金の申請）

第15条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする者は、次の各号の規定により、その申請をするものとする。

- （1）別表に定める基本補助額を申請するときは、一時保育事業補助金（基本補助額）交付申請書（第5号様式）により、原則一年分を一括して市長に提出し行うものとする。
- （2）別表に定める基本補助額加算分を申請するときは、一時保育事業補助金（基本補助額加算分）交付申請書（第6号様式）により、原則一年分を3月末日までに市長に提出し行うものとする。
- （3）別表に定める加算補助額を申請するときは、一時保育事業補助金（加算補助額）交付申請書（第7号様式）により、原則四半期ごとに市長に提出し行うものとする。

（補助金の交付決定）

第16条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

（基本補助額の変更交付）

第17条 基本補助額に変更が生じたときは、一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書（第8号様式）により、3月末日までに市長にその申請をしなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合において準用する。

（執行状況報告）

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の円滑な遂行を図るため、その執行状況について、一時保育事業補助金（基本補助額）執行状況報告書（第9号様式）により、3月末までに市長に報告しなければならない。ただし、前条の規定による変更の申請を行う場合は、これを省略することができるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第19条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

（書類の整備等）

第20条 この補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から、5年間保管しなければならない。

（実績報告）

第21条 この補助金の交付を受けた者は、当該事業の実績報告を翌年度の5月末日までに、一時保育事業補助金実績報告書（第10号様式）により、市長に行わなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 2 2 条 この補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 1 1 号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合は、この補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

（補則）

第 2 3 条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（平成 8 年 9 月 3 0 日 8 川民育第 3 4 5 号市長決裁）

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 16 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 11 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 20 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 8 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 13 条の規定による多子軽減世帯の児童及び第 3 子以降の児童の減免については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、令和 5 年度に実際の第 1 子目又は第 2 子目、その両児童（同日利用に限る）が一時保育を利用し、かつ令和 5 年度に適用された減免額と令和 6 年度に適用される減免額が次の表のとおりとなる場合（次号に掲げる場合を除く）において、令和 6 年度における実際の第 1 子目又は第 2 子目、その両児童（同日利用に限る）の一時保育に係る利用料はそれぞれ同表の令和 5 年度に適用された減免額のとおり減免する。なお、減免適用に際し、保護者は、証する書類としてきょうだいが認可保育所等を利用していることがわかる書類を事業実施保育所等の長に提出するものとする。

	令和５年度に適用された 減免額	令和６年度に適用される 減免額
実際の第１子目	半額	免除無し
実際の第１子目	無料	免除無し
実際の第２子目	無料	半額

（１）令和６年度において、当該児童の他のきょうだいのうち、０歳から２歳（令和３年４月２日以降に生まれた子どもをいう。）の児童が、認可保育所（一時保育を除く）、認定こども園（一時保育を除く）、地域型保育事業、年度限定型保育事業、川崎認定保育園を利用している場合

附 則

この要綱は、令和６年８月７日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年２月１０日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年６月１２日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表 (第14条及び第15条関係)

基本補助額	①保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数おおむね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合	
	年間利用児童数(50人未満)	1,473,000円
	年間利用児童数(50人以上100人未満)	1,973,000円
	年間利用児童数(100人以上200人未満)	2,444,000円
	年間利用児童数(200人以上300人未満)	2,945,000円
	年間利用児童数(300人以上900人未満)	3,240,000円
	年間利用児童数(900人以上1,500人未満)	3,470,000円
	年間利用児童数(1,500人以上2,100人未満)	5,012,000円
	年間利用児童数(2,100人以上2,700人未満)	6,554,000円
	年間利用児童数(2,700人以上3,300人未満)	8,096,000円
	年間利用児童数(3,300人以上3,900人未満)	9,638,000円
	年間利用児童数(3,900人以上4,500人未満)	11,180,000円
	年間利用児童数(4,500人以上5,100人未満)	12,722,000円
	年間利用児童数(5,100人以上5,700人未満)	14,264,000円
	年間利用児童数(5,700人以上6,300人未満)	15,806,000円
	年間利用児童数(6,300人以上6,900人未満)	17,348,000円
	年間利用児童数(6,900人以上7,500人未満)	18,890,000円
	年間利用児童数(7,500人以上)	20,432,000円
	② ①以外の場合	
	年間利用児童数(50人未満)	1,473,000円
	年間利用児童数(50人以上100人未満)	1,973,000円
	年間利用児童数(100人以上200人未満)	2,444,000円
	年間利用児童数(200人以上300人未満)	2,945,000円
	年間利用児童数(300人以上900人未満)	3,114,000円
	年間利用児童数(900人以上1,500人未満)	3,335,000円
	年間利用児童数(1,500人以上2,100人未満)	4,817,000円
	年間利用児童数(2,100人以上2,700人未満)	6,299,000円
	年間利用児童数(2,700人以上3,300人未満)	7,781,000円
	年間利用児童数(3,300人以上3,900人未満)	9,263,000円
	年間利用児童数(3,900人以上4,500人未満)	10,745,000円
	年間利用児童数(4,500人以上5,100人未満)	12,227,000円
	年間利用児童数(5,100人以上5,700人未満)	13,709,000円
	年間利用児童数(5,700人以上6,300人未満)	15,191,000円
	年間利用児童数(6,300人以上6,900人未満)	16,673,000円
	年間利用児童数(6,900人以上7,500人未満)	18,155,000円
	年間利用児童数(7,500人以上)	19,637,000円

基本補助額加算分	①保育従事者がすべて保育士又は１日当たり平均利用児童数おおむね３人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合	
	年間利用児童数（４００人以上５００人未満）	３８，３００円
	年間利用児童数（５００人以上６００人未満）	７６，６００円
	年間利用児童数（６００人以上７００人未満）	１１４，９００円
	年間利用児童数（７００人以上８００人未満）	１５３，２００円
	年間利用児童数（８００人以上９００人未満）	１９１，５００円
	年間利用児童数（９００人以上１，０００人未満）	０円
	年間利用児童数（１，０００人以上１，１００人未満）	２５７，０００円
	年間利用児童数（１，１００人以上１，２００人未満）	５１４，０００円
	年間利用児童数（１，２００人以上１，３００人未満）	７７１，０００円
	年間利用児童数（１，３００人以上１，４００人未満）	１，０２８，０００円
	年間利用児童数（１，４００人以上１，５００人未満）	１，２８５，０００円
	② ①以外の場合	
	年間利用児童数（４００人以上５００人未満）	３６，８００円
	年間利用児童数（５００人以上６００人未満）	７３，６００円
	年間利用児童数（６００人以上７００人未満）	１１０，４００円
	年間利用児童数（７００人以上８００人未満）	１４７，２００円
	年間利用児童数（８００人以上９００人未満）	１８４，０００円
	年間利用児童数（９００人以上１，０００人未満）	０円
	年間利用児童数（１，０００人以上１，１００人未満）	２４７，０００円
	年間利用児童数（１，１００人以上１，２００人未満）	４９４，０００円
	年間利用児童数（１，２００人以上１，３００人未満）	７４１，０００円
	年間利用児童数（１，３００人以上１，４００人未満）	９８８，０００円
	年間利用児童数（１，４００人以上１，５００人未満）	１，２３５，０００円

ただし、年間利用児童数は非定型的保育と緊急・一時保育の年間利用児童数の計とする。

加算補助額	1歳未満児受入分		1歳未満児	1人につき	日額	500円
	利用料減免分（右記上限額の範囲内で保育所等が減免した額） ※10円未満切り捨て		1歳未満児	1人につき	日額	2,900円
			3歳未満児	1人につき	日額	2,500円
			3歳以上児	1人につき	日額	1,500円
	飲食物費等減免分（被保護世帯の児童に対して、右記上限額の範囲内で保育所等が減免した額） ※10円未満切り捨て		対象児	1人につき	日額	500円
	障害児受入分		対象児	1人につき	日額	5,700円
	基幹型一時保育	9時間超保育分	対象児	1人につき	30分	250円
		土日・休日保育分（保育士1人の場合）	対象児	1人につき	日額	13,300円
		土日・休日保育分（保育士2人の場合）	対象児	1人につき	日額	26,600円

ただし、利用料減免分及び飲食物費等減免分に係る加算補助額の補助は市内在住者分に限る。